

議会改革検討委員会

第14回報告書

【報告事項】

議決事項の見直し

平成30年10月24日

川崎市議会議会改革検討委員会

1 検討結果

当検討委員会では、本件について調査・検討を行ったところ、議決事件に追加すべき計画等は現時点では該当するものがないこと、また、将来的に議決事件に追加すべきと思われる計画等が提案された際には、各会派で検討の上、議会運営委員会に提案し、協議・決定できることを確認し、検討委員会としての結論に至った。

2 議論の概要

(1) 議決事件に関する本市議会の状況

- ・ 普通地方公共団体の議会は、地方自治法第96条第2項の規定により、条例で議会の議決すべき事件を定めることができるとされている。
- ・ 本市議会では、平成21年に制定した川崎市議会基本条例第8条に、地方自治法第96条第2項に基づく議決事件として、①基本計画の策定又は変更、②市政の各分野における政策及び施策の基本的な方向性を定める長期にわたる計画又は指針（行政内部の管理に係る計画又は指針を除く。）のうち特に重要なものの策定又は変更、③姉妹都市若しくは友好都市の提携又はこれらに類するものの3項目を規定している。
- ・ 川崎市議会基本条例に規定された議決事件のうち、「市政の各分野における政策及び施策の基本的な方向性を定める長期にわたる計画又は指針のうち特に重要なもの」については、川崎市議会基本条例制定時には該当する計画等はないこと、また、将来的に当該規定に該当すると思われる計画等が策定される際には、議会運営委員会での協議を経て、条例改正を行うことなく、議決事件に位置付けることができることが併せて確認されている。
- ・ なお、現在までに、議決事件として追加された計画等はない。

(2) 議決事件の見直しの必要性に関する協議

- ・ 議会の議決は、二代表制の一端を担う議会の重要な役割のひとつである。ある特定の計画を議決することによって、当該計画の内容及び方向性について議会が賛同の意思を示すこととなり、議会は計画の執行について政治的な責任を負うこととなるものとする。
- ・ 例えば総合計画においては、計画期間が30年の基本構想及び10年の基本計画がいずれも議決対象とされていることに対し、計画期間が30年の臨海部ビジョンや、10年の地域包括ケア推進ビジョンについては、いずれも議決対象とはされていない。
- ・ 現状では、長期の計画等に関し、議決対象とすべきか否かの判断基準がないため、議決対象とすることによる効果や意義について検討するとともに、他都市の状況等も参考にしながら、議決事件について整理する必要がある。

(3) 他の政令指定都市の状況

- ・ 横浜市では、地方自治法第96条第2項に基づく議決事件について、「市政の各分野における政策及び施策の基本的な方向を定める計画、指針等（当該計画、指針等の期間が3年以上のもののうち、市政運営上特に重要なものに限る。）の策定、変更又は廃止」と定められており、素案の段階で常任委員会に報告された際に、議決対象とすべきか否かを当該常任委員会において決定している。
- ・ また、京都市では、「通称を命名する権利の付与の対象とする施設を定めること」が議決対象とされており、市が所有する施設へのネーミングライツの付与について、議会の議決を必要としている。
- ・ その他の都市についても、公有水面の埋立てなど地理的な状況によるものや、議会と執行部との関係性に関わる政治的な事情によるものなど、様々な経緯や背景がある中で、各都市においてそれぞれ独自に議決事件が追加されてきたことが窺える。

(4) 具体的な計画・指針等の検討

- ・ 本市の計画・指針等のうち、計画期間が長期にわたる計画等の議決の必要性について、具体的な検討を進めるべきであると考え。そのためには、議決案件の対象とすべきか否かの検証のため、計画期間が4年以上の計画等を把握した上で、議論すべきである。
- ・ 本市の総合計画と密接に連動し、一体的に施策・事業を推進するために執行部が策定する計画としては、複数の基本政策の領域に及ぶ分野横断計画が5件、総合計画に位置付けられた政策・施策を効果的・効率的に推進するための分野別計画が41件、市が目指す理念や考え方を示したビジョン・方針等が8件ある。また、このほかに、単独の事務事業を推進するために具体的な手順や方法等を示した個別計画が多数存在する。
- ・ これらの計画等のうち、議決対象とすべき可能性のある長期にわたる計画等について、詳細に検証を行うこととする。
- ・ 議会は行政計画の執行について執行部とともに責任を持つべきであり、計画や指針等を議決対象とすることは、議会の責任を明確にする意味でも、意義のあることと考える。
- ・ しかしながら、総合計画第2期実施計画が議決対象とされていない中、さらに詳細な計画について議決対象とすべきか否かを協議するのは、本市の議決事件に関する全体的な考え方からすると、一貫性を欠くことにつながるのではないかと懸念がある。
- ・ また、通常、基本計画等の上位計画は計画の概念や方向性が概括的に示されるのに対し、下位計画は現状に即した具体的な内容が盛り込まれるため、議決対象とした場合には、計画の議決後に社会状況の変化に伴い現実と計画の内容が乖離することも考えられ、議決した計画に生じた矛盾点等を指摘することが困難となる恐れがあるなど、時宜に即した自由な議論を阻害することにつながる懸念もある。

- ・ 特定の計画等を議決対象とすることに伴う課題については、計画の素案等が明らかにされた時点で、その具体的な計画内容や、市を取り巻く社会情勢等を踏まえて総合的に検討した上で、議決対象とするか否か、その必要性を判断する必要がある、当面は現行と同様に、適宜、計画等の進捗状況の報告を受け、柔軟な議論を行うことのできる余地を残すべきであると考えます。
- ・ 以上のことから、現行の計画・指針等を議決事件とすることについては、整理すべき課題があり、現時点では、直ちに議決事件に追加すべき計画等はないものと結論付けられる。
- ・ また、将来的に議決事件とすべきと思われる計画等が示された場合は、議会運営委員会において協議・決定の上、議会基本条例第8条第2項の議決事件として追加することが可能であるため、必要に応じて協議すべきであると考えます。
- ・ なお、議決対象とするか否かの判断については、前述のとおり、議会基本条例の制定の際に、議会運営委員会で協議・決定していくことが確認されているが、所管の常任委員会の場で、専門的な観点から判断することも、将来的な一つの方策として考えられる。

(5) 検討委員会における議論の結論

- ・ 以上のことから、議決事件に追加すべき計画等は現時点では該当するものがないこと、また、本市において議決事件を追加するには、議会運営委員会で協議し決定することにより可能であるため、今後は、委員会に報告される計画素案等について議決対象に追加すべきと思われる計画等がある場合には、各会派で検討の上、必要に応じて、議会運営委員会において議決事件の追加の提案を行うことができることを改めて確認し、検討委員会における議論の結論とする。

提案内容の要旨（議決事項の見直し）

提案会派	要 旨
自 民 党	<p>普通地方公共団体は、条例で議会の議決すべき事件を定めることができるとされている。本市でも議会基本条例において議決事件を規定しているが、他都市の状況を調査・研究し、見直しの必要性について検討したい。</p>
み ら い	<p>現在は議決対象となっていない本市の重要な施策について、議決対象とすることによる効果や意義について検討するとともに、他都市の状況を調査した上で、議決事件の追加の可能性について検討したい。</p>

政令指定都市における議決事件の追加状況

1 地方自治法第96条第2項に基づく議会の議決事件を規定する条例

議会基本条例	6市	千葉市、横浜市、相模原市、京都市、神戸市、川崎市
議会基本条例 ＋ 議決事件に 関する条例	7市	札幌市、さいたま市、新潟市、静岡市、堺市、岡山市、北九州市
議決事件に 関する条例	7市	仙台市、浜松市、名古屋市、大阪市、広島市、福岡市、熊本市

2 追加された議決事件

基本構想、基本 計画等の策定、 変更または廃止	19市	札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市、川崎市
姉妹・友好都市 の提携	6市	仙台市、さいたま市、新潟市、京都市、堺市、川崎市
都市宣言の制定 または改廃	3市	さいたま市、相模原市、堺市
市民憲章の制定 または改廃	2市	相模原市、堺市
その他	—	2－1別表参照

2 - 1 追加された議決事件 別表

札幌市	電力報償契約の締結又は解除
仙台市	仙台市環境基本計画の策定、変更又は廃止
横浜市	市政の各分野における政策及び施策の基本的な方向を定める計画、指針等(当該計画、指針等の期間が3年以上のもののうち、市政運営上特に重要なものに限る。)の策定、変更又は廃止
新潟市	都市計画に関する基本方針の策定、変更または廃止
名古屋市	名古屋港管理組合設立に伴い、本市が愛知県及び名古屋港管理組合と締結する職員の身分、財産等に関する協定
京都市	通称を命名する権利の付与の対象とする施設を定めること
大阪市	<ul style="list-style-type: none"> ・株式の売払いでその予定価格が100,000,000円以上のもの ・大阪市高速鉄道事業及び中量軌道事業の引継ぎに関する基本方針の策定 ・大阪市自動車運送事業の引継ぎに関する基本方針の策定
堺市	市が当事者となる協定及び提携(これらのうち契約であるもの及び法律の定めにより議会の議決を要するものを除き、相手方が民間企業であるものに限る。)のうち本市に金銭の負担が見込まれるもの(当該協定又は提携を行う年度の負担の見込みが80,000,000円を超えるものに限る、既に予算の議決を得ているものを除く。)の締結、変更及び廃止
福岡市	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法第221条第3項の法人に対する出資及び市が出資することにより当該法人が同法同条同項の法人となる当該出資に関すること ・公有水面の埋立てをする権利を譲り渡し、又は譲り受けること
川崎市	市政の各分野における政策及び施策の基本的な方向性を定める長期にわたる計画又は指針(行政内部の管理に係る計画又は指針を除く。)のうち特に重要なものの策定又は変更

政令指定都市における議決事件の追加状況

	地方自治法第96条第2項の規定による議決すべき事件を規定する条例	議決事件に関する規定の内容
札幌市	札幌市議会基本条例	(議決事件の拡大) 第23条 地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件については、市民の負託に応える市政運営を実現できるよう、別に条例で定める。
	札幌市議会の議決すべき事件に関する条例	地方自治法第96条第2項の規定により本市議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。 (1) 総合計画(本市における総合的かつ計画的な行政運営を図るため、市政全般にわたる政策の基本的な方向性を定めるものをいう。)の策定、変更又は廃止 (2) 電力報償契約の締結又は解除
仙台市	仙台市議会の議決事件に関する条例	(議決すべき事件) 第二条 市長は、次に掲げる事件については、議会の議決を経なければならない。 一 市政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画又は市政の基本的な施策に係る計画のうちその計画期間が十年以上であるもので次に掲げるものの策定、変更又は廃止 イ 仙台市基本計画(仙台市基本構想に即した本市の長期的な計画をいう。) ロ 仙台市環境基本計画(仙台市環境基本条例第八条第一項に規定する仙台市環境基本計画をいう。) 二 姉妹・友好都市の提携
さいたま市	さいたま市議会基本条例	(議決事件の拡大) 第25条 議会は、市民の負託にこたえる市政運営を実現し、市民福祉の向上と市の発展のために最も適切な決定を行うことができるよう、議決事件の拡大について検討し、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。
	さいたま市議会の議決すべき事件等に関する条例	(議会の議決及び議会への報告) 第3条 議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。 (1) 基本構想又は基本計画を策定し、又は変更すること。 (2) 基本構想又は基本計画を計画期間の満了前に廃止すること。 (3) 相互の地域の発展及び友好関係の構築を目的として他の地方公共団体(外国の地方公共団体を含む。)と提携をし、又はこれを解消すること。 (4) 都市宣言(市の対処すべき重要な課題等について、市の意思や主張を内外に宣明し、市政運営上の根幹として方向付けをするものをいう。)を制定し、又は改廃すること。
千葉市	千葉市議会基本条例	(議決事件の追加) 第16条 地方自治法第96条第2項に規定する議会の議決すべき事件は、他の条例に定めるもののほか、基本構想(市政の総合的かつ計画的な運営を図るために長期的な展望に立って定める構想をいう。)及び基本計画(基本構想に基づき市政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画をいう。)の策定、変更又は廃止とする。
横浜市	横浜市議会基本条例	(法第96条第2項の議決事件) 第13条 法第96条第2項に規定する条例で定める議会の議決すべき事件は、次に掲げるものとする。 (1)基本構想(市政の総合的かつ計画的な運営を図るために長期的な展望に立って定める構想をいう。以下同じ。)の策定、変更(軽微な変更を除く。以下同じ。)又は廃止 (2)基本計画(基本構想に基づき市政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画をいう。以下同じ。)の策定、変更又は廃止 (3)市政の各分野における政策及び施策の基本的な方向を定める計画、指針等(当該計画、指針等の期間が3年以上のもののうち、市政運営上特に重要なものに限る。)の策定、変更又は廃止
相模原市	相模原市議会基本条例	(議決事件) 第11条 地方自治法第96条第2項の規定により定める議会の議決すべき事件は、次のとおりとします。 (1)総合計画の基本構想の策定及び改廃 (2)市民憲章の制定及び改廃 (3)都市宣言の制定及び改廃
新潟市	新潟市議会基本条例	(議決事件) 第13条 地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件については、別に条例で定めます。
	新潟市議会の議決に付すべき事件に関する条例	(1) 基本構想(市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定める構想をいう。以下同じ。)及び基本計画(基本構想を実現するための基本的な計画で、市政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定めるものをいう。以下同じ。)の策定、変更又は廃止 (2) 姉妹都市又は友好都市の提携又は解消 (3) 都市計画法第18条の2の規定により定める都市計画に関する基本的な方針の策定、変更又は廃止
静岡市	静岡市議会基本条例	(議決事件) 第11条 地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決すべき事件については、別に条例で定める。
	静岡市議会の議決すべき事件等を定める条例	(市議会の議決すべき事件) 第2条 市長は、静岡市自治基本条例第15条第1項に規定する基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止に当たっては、あらかじめ市議会の議決を経なければならない。
浜松市	浜松市市政に係る重要な計画の議決等に関する条例	(議会の議決) 第3条 市長は、基本構想又は基本計画の策定、変更又は廃止に当たっては、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。
名古屋市	市会の議決すべき事件等に関する条例	(議決すべき事件) 第2条 自治法第96条第2項の規定に基づく市会において議決すべき事件は、次のとおりとする。 (1)基本構想(本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための構想をいう。以下同じ。)及び総合計画(基本構想に基づき、長期的な展望に立った市政全般に係る政策及び施策の基本的な方向性を総合的かつ体系的に定める計画をいう。以下同じ。)の策定、変更(総合計画にあつては、軽微な変更を除く。以下同じ。)又は廃止 (2)名古屋港管理組合設立に伴い、本市が愛知県及び名古屋港管理組合と締結する職員の身分、財産等に関する協定

	地方自治法第96条第2項の規定による議決すべき事件を規定する条例	議決事件に関する規定の内容
京 都 市	京都市会基本条例	(市会の議決に付すべき事件等) 第18条 地方自治法第96条第2項の規定に基づき市会の議決に付すべき事件は、次のとおりとする。 (1)基本計画(地方自治法の一部を改正する法律による改正前の地方自治法第2条第4項の規定に基づき定めた基本構想を実現するための基本的な計画で、市政全般にわたり総合的かつ体系的に定めるものをいう。以下同じ。)の策定、変更又は廃止 (2)姉妹都市盟約の締結 (3)通称を命名する権利の付与の対象とする施設(重要な公の施設に関する条例別表第1に掲げる施設に限る。)を定めること。ただし、当該施設の一部を対象とする場合を除く。
大 阪 市	地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例	株式の売払いでその予定価格が100,000,000円以上のもの
	大阪市高速鉄道事業及び中量軌道事業の引継ぎに関する基本方針の策定を地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件とする条例	大阪市高速鉄道事業及び中量軌道事業の引継ぎに関する基本方針の策定
	大阪市自動車運送事業の引継ぎに関する基本方針の策定を地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件とする条例	大阪市自動車運送事業の引継ぎに関する基本方針の策定
堺 市	堺市議会基本条例	(議決事件及び報告案件の拡大) 第6条 地方自治法第96条第2項に規定する議会の議決すべき事件及び議会へ報告すべき案件については、別に条例で定める。
	堺市議会の議決すべき事件等に関する条例	(議会の議決すべき事件) 第2条 市長は、次に掲げる事件については、議会の議決を経なければならない。 (1)基本構想(本市が総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定める構想をいう。以下同じ。)の策定及び改廃 (2)基本計画(前号の基本構想を実現するための市政全般に係る基本的施策の方向を総合的かつ体系的に示す計画をいう。以下同じ。)の策定及び改廃 (3)姉妹都市又は友好都市の提携及びその提携の解消 (4)都市宣言の制定及び改廃 (5)市民憲章の制定及び改廃 (6)本市が当事者となる協定及び提携(これらのうち契約であるもの及び法律の定めにより議会の議決を要するもの(法第96条第1項第5号に規定する契約を除く。))を除き、相手方が民間企業(国と民間企業との間の人事交流に関する法律第2条第2項第1号から第4号までに規定するものをいう。)であるものに限る。)のうち本市に金銭の負担が見込まれるもの(当該協定又は提携を行う年度の負担の見込みが80,000,000円を超えるもの)に限り、既に予算の議決を得ているものを除く。)の締結、変更及び廃止
神 戸 市	神戸市議会基本条例	(議決事件) 第8条 地方自治法第96条第2項に規定する条例で定める議会の議決すべき事件は、次に掲げるものとする。 (1)基本構想(市政の総合的かつ計画的な運営を図るために長期的な展望に立って定める構想)の策定、変更又は廃止 (2)基本計画(基本構想に基づき市政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画)の策定、変更又は廃止
岡 山 市	岡山市議会基本条例	(議決事件) 第13条 地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件については、別に条例で定める。
	市議会の議決すべき事件に関する条例	(1)基本構想(本市が総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定める構想をいう。)の策定及び改廃 (2)基本計画(前号の基本構想を実現するための市政全般に係る基本的施策の方向を総合的かつ体系的に示す計画をいう。)の策定及び改廃
広 島 市	議会の議決すべき事件に関する条例	地方自治法第96条第2項に規定する議会の議決すべき事件は、他の条例に定めるもののほか、広島市基本構想(本市の将来の都市像及びそれを実現するための施策の構想について定めるものをいう。以下同じ。)又は広島市基本計画(広島市基本構想を達成するための施策の大綱を総合的かつ体系的に定めるものをいう。)の決定、変更又は廃止とする。
北 九 州 市	北九州市議会基本条例	(議決事件) 第8条 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件については、別に定める。
	北九州市市行政に係る重要な計画の議決等に関する条例	(議会の議決) 第3条 市長は、基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止に当たっては、あらかじめ議会の議決を経なければならない。
福 岡 市	福岡市市行政に係る重要な計画の議決等に関する条例	(議会の議決及び議会への報告) 第3条 市長は、基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止に当たっては、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。
	地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例	地方自治法第96条第2項の規定に基づき、議会の議決すべき事件を次のように定める。 (1)地方自治法第221条第3項の法人に対する出資及び市が出資することにより当該法人が同法同条同項の法人となる当該出資に関すること。 (2)公有水面の埋立てをする権利を譲り渡し、又は譲り受けること。
熊 本 市	地方自治法第96条第2項の規定により議会の議決すべき事件を定める条例	(議決事件の指定) 第2条 前条に規定する議会の議決すべき事件は、熊本市自治基本条例第13条第1項に規定する基本構想又は基本計画の策定、変更又は廃止とする。
川 崎 市	川崎市議会基本条例	(議決事件) 第8条 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。 (1)基本計画の策定又は変更 (2)市政の各分野における政策及び施策の基本的な方向性を定める長期にわたる計画又は指針(行政内部の管理に係る計画又は指針を除く。)のうち特に重要なものの策定又は変更 (3)姉妹都市若しくは友好都市の提携又はこれらに類するもの

各政令指定都市における特徴的な議決事件に関する概要

都市	地方自治法第96条第2項に基づく議決事件を規定する条例	制定年	特徴的な議決事件	追加された経緯、取扱い等	当該規定に基づき議決された直近の事例
札幌市	札幌市議会の議決すべき事件に関する条例	昭和32年	電力報償契約の締結又は解除	条例制定時期が古いため不明。	事例なし（昭和62年まで確認）
仙台市	仙台市議会の議決事件に関する条例	平成16年	仙台市環境基本計画の策定、変更又は廃止	条例制定時、「議会改革等検討会議」において、仙台市環境基本計画を議決事件に追加することが確認された。	平成28年第1回定例会 仙台市環境基本計画に関する件 ※賛成多数原案可決
横浜市	横浜市議会基本条例	平成26年	市政の各分野における政策及び施策の基本的な方向を定める計画、指針等(当該計画、指針等の期間が3年以上のものうち、市政運営上特に重要なものに限る。)の策定、変更又は廃止	常任委員会において、所管局から計画等の素案に関する所管事務の調査(報告)が行われた際に、当該計画等を議決事件とすべきか否かについて、各委員会において判断している。	平成30年第1回定例会 ・第7期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定 ※賛成多数原案可決 ・よこはま保健医療プラン2018の策定 ※賛成多数原案可決 ・横浜教育ビジョン2030の策定 ※賛成多数原案可決
新潟市	新潟市議会の議決に付すべき事件に関する条例	平成18年	都市計画に関する基本方針の策定、変更または廃止	都市計画に関する項目を議決事件に追加することについて議会内部から提案があり、議会運営委員会で協議の上、平成20年3月定例会において条例改正を行った。	平成20年6月定例会 都市計画法第18条の2の規定により定める都市計画に関する基本的な方針を定めることについて ※賛成多数原案可決
名古屋市	市会の議決すべき事件等に関する条例	平成22年	名古屋港管理組合設立に伴い、本市が愛知県及び名古屋港管理組合と締結する職員の身分、財産等に関する協定	当該条例の制定当時、従前から議決事件であった当該案件について、引き続き議決事件として指定することとした。	事例なし（平成15年まで確認）
京都市	京都市議会基本条例	平成26年	通称を命名する権利の付与の対象とする施設を定めること	市民の利用に供する施設は、市税等を財源として建設された施設であり、施設の名称は条例で定められているが、ネーミングライツを付与することは、条例を改正せずに施設の名称を実質的に変更するに等しく、市民にとって大きな影響があるものと判断し、議決事件に追加することとしたもの。	平成30年定例会（5月市会） 通称を命名する権利の付与の対象とする施設について（京都市宝が池公園運動施設フットサルコート） ※賛成多数原案可決
大阪市	地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例	平成26年	株式の売払いでその予定価格が100,000,000円以上のもの	市が保有する株式の売却に関するもの。	平成27年第2回定例会 株式の売払いについて（市所有の株式会社海遊館の株式を売却するもの） ※賛成多数原案可決
	大阪市高速鉄道事業及び中量軌道事業の引継ぎに関する基本方針の策定を地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件とする条例	平成27年	大阪市高速鉄道事業及び中量軌道事業の引継ぎに関する基本方針の策定	市が保有する大阪市営地下鉄の民営化に係る事業引継ぎの基本方針策定に関するもの。	平成28年第3回定例会 大阪市高速鉄道事業及び中量軌道事業の引継ぎに関する基本方針の策定について ※賛成多数原案可決
	大阪市自動車運送事業の引継ぎに関する基本方針の策定を地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件とする条例	平成27年	大阪市自動車運送事業の引継ぎに関する基本方針の策定	市が保有する大阪市営バス事業の民営化に係る事業引継ぎの基本方針策定に関するもの。	平成28年第1回定例会 大阪市自動車運送事業の引継ぎに関する基本方針の策定について ※賛成多数原案可決
堺市	堺市議会の議決すべき事件等に関する条例	平成21年	市が当事者となる協定及び提携（これらのうち契約であるもの及び法律の定めにより議会の議決を要するものを除き、相手方が民間企業であるものに限る。）のうち本市に金銭の負担が見込まれるもの（当該協定又は提携を行う年度の負担の見込みが80,000,000円を超えるものに限る、既に予算の議決を得ているものを除く。）の締結、変更及び廃止	民間企業との協定締結については、最終的には市の予算の支出につながる可能性が高いことから、一定の条件に該当する民間企業との協定締結に当たっては議会の議決を必要とすることとした。	事例なし
福岡市	地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例	昭和32年	地方自治法第221条第3項の法人に対する出資及び市が出資することにより当該法人が同法同条同項の法人となる当該出資に関すること	条例制定時期が古いため不明。	平成18年第5回定例会 財団法人福岡市森と緑のまちづくり協会に対する出資について ※賛成多数原案可決
			公有水面の埋立てをする権利を譲り渡し、又は譲り受けること	条例制定時期が古いため不明。	平成17年第1回定例会 公有水面埋立権の譲受けについて ※賛成多数原案可決

総合計画と連携する計画一覧(「川崎市総合計画第2期実施計画」より)

分類	計画名	計画期間	
分野横断計画	国土強靱化地域計画	H28(2016)年度 ~ H32(2020)年度	
	国際施策推進プラン	H28(2016)年度 ~ H37(2025)年度	
	まち・ひと・しごと創生総合戦略	H27(2015)年度 ~ H31(2019)年度	
	地域福祉計画	H30(2018)年度 ~ H32(2020)年度	
	都市計画マスタープラン	H28(2016)年度 ~	
分野別計画	基本政策1	地震防災戦略	H28(2016)年度 ~ H32(2020)年度
		臨海部防災対策計画	H25(2013)年度 ~
		防災都市づくり基本計画	H27(2015)年度 ~
		耐震改修促進計画	H28(2016)年度 ~ H32(2020)年度
		消費者行政推進計画	H29(2017)年度 ~ H31(2019)年度
		上下水道ビジョン	H29(2017)年度 ~ H37(2025)年度
		上下水道事業中期計画	H29(2017)年度 ~ H33(2021)年度
		自殺対策総合推進計画	H30(2018)年度 ~ H32(2020)年度
		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	H30(2018)年度 ~ H32(2020)年度
		高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画	H30(2018)年度 ~
		障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画	H30(2018)年度 ~ H32(2020)年度
		住宅基本計画	H29(2017)年度 ~ H38(2026)年度
		健康増進計画	H25(2013)年度 ~ H34(2022)年度
		食育推進計画	H29(2017)年度 ~ H33(2021)年度
		かわさき保健医療プラン	H30(2018)年度 ~ H35(2023)年度
		市立病院中期経営計画	H28(2016)年度 ~ H32(2020)年度
		基本政策2	子ども・若者の未来応援プラン
	教育振興基本計画 かわさき教育プラン		H27(2015)年度 ~ 概ね10年間
	学校施設長期保全計画		H26(2014)年度 ~
	基本政策3	環境基本計画	H23(2011)年度 ~ H32(2020)年度
		地球温暖化対策推進基本計画	H30(2018)年度 ~ H42(2030)年度
		水環境保全計画	H24(2012)年度 ~ H32(2020)年度
		一般廃棄物処理基本計画	H28(2016)年度 ~ H37(2025)年度
		緑の基本計画	H30(2018)年度 ~ H39(2027)年度
		新多摩川プラン	H28(2016)年度 ~ H37(2025)年度
	基本政策4	産業振興プラン	H28(2016)年度 ~ H37(2025)年度
		商業振興ビジョン	H21(2009)年度 ~ H31(2019)年度
		農業振興計画	H28(2016)年度 ~ H37(2025)年度
		情報化推進プラン	H28(2016)年度 ~ H32(2020)年度
		ウェルフェアイノベーション推進計画	H29(2017)年度 ~ H33(2021)年度
		川崎港港湾計画	H26(2014)年度 ~ H37(2025)年度
		総合都市交通計画	H25(2013)年度 ~ H44(2032)年度
		道路整備プログラム	H28(2016)年度 ~ H37(2025)年度
		市バス事業経営プログラム	H26(2014)年度 ~ H30(2018)年度
		スポーツ推進計画	H24(2012)年度 ~ H33(2021)年度
		文化芸術振興計画	H26(2014)年度 ~ H35(2023)年度
		文化財保護活用計画	H26(2014)年度 ~ H35(2023)年度
		シティプロモーション戦略プラン	H27(2015)年度 ~ H36(2024)年度
		新・かわさき観光振興プラン	H28(2016)年度 ~ H37(2025)年度
	基本政策5	人権施策推進基本計画	H27(2015)年度 ~ H37(2025)年度
		男女平等推進行動計画	H30(2018)年度 ~ H33(2021)年度
	ビジョン、方針等	資産マネジメントカルテ	H26(2014)年度 ~ H32(2020)年度
		協働・連携の基本方針	H28(2016)年度 ~
かわさきパラムーブメント推進ビジョン		H30(2018)年度 ~ H33(2021)年度	
グリーン・イノベーション推進方針		H28(2016)年度 ~ H37(2025)年度	
地域包括ケアシステム推進ビジョン		H26(2014)年度 ~	
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針		H28(2016)年度 ~ H37(2025)年度	
臨海部ビジョン		H30(2018)年度 ~	
自転車利用基本方針		H30(2018)年度 ~	

※計画終期が空欄の計画等は、終期の設定がないもの